

議案第 8 4 号

山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例
山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第
1 8 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日から施行する。